

平 27 福個答申第 7 号
平成 27 年 7 月 9 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(財政局税務部税制課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章

答申書

福岡市個人情報保護条例(平成 17 年福岡市条例第 103 号)第 56 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、平成 27 年 5 月 20 日付け財税第 90 号により諮問を受けました「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について」につきましては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

平成 27 年 5 月 20 日付け財税第 90 号により諮問を受けた「地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の点検について」は、適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 27 年 3 月 26 日	諮問前事案説明
平成 27 年 5 月 20 日	実施機関から諮問(諮問第 96 号)
平成 27 年 5 月 29 日	審議